

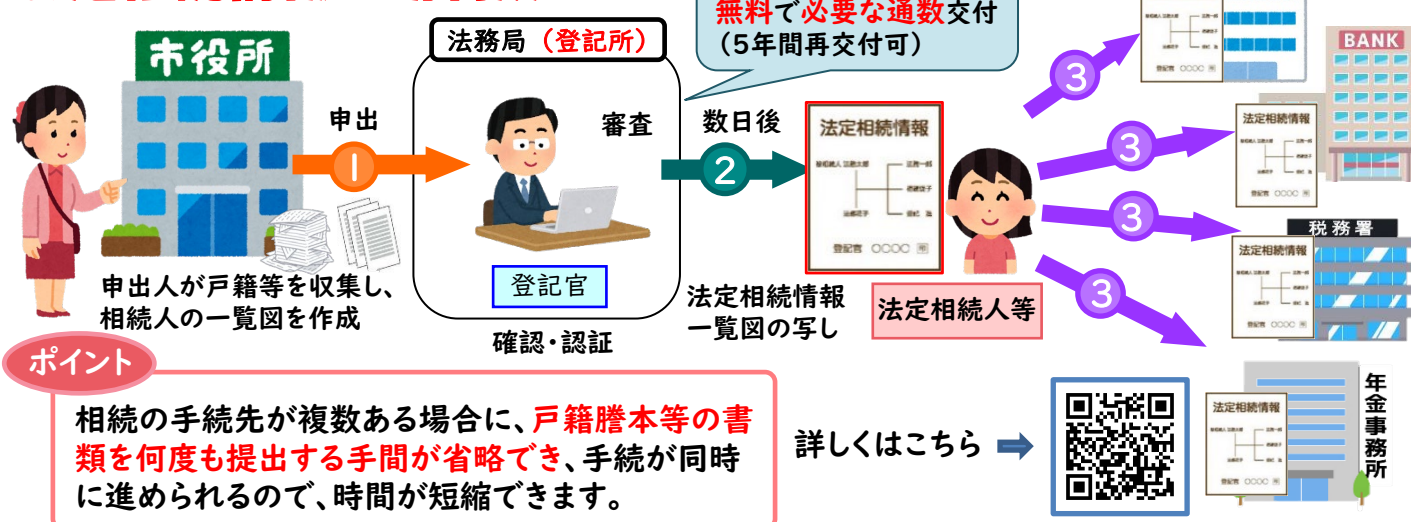


相続のお手続は、まず法務局へ



法定相続情報一覧図を**無料**で交付します！

法定相続情報証明制度



不動産の相続登記が義務化されました！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。
相続（遺贈を含む）によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内に相続登記**をする必要があります（過去の相続も義務化の対象）。
- ・ 正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- ・ 不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月31日までの間は登録免許税が課されません。

詳しくはこちら →



不動産登記推進イメージ
キャラクター「トウキツネ」

住所・氏名の変更登記が義務化されます！

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、**令和8年4月1日から**不動産の所有者の住所や氏名名称の変更登記が義務化されます。
- ・ **個人も、法人も**、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記をする必要があります。
- ・ 制度が開始される**令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象**です。
- ・ 正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心！

かんたん・無料の手続をしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →



あなたの大切な遺言書を法務局が保管します！

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんガルー



自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。

ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・遺言書の外形的な確認を法務局が行います（**申請手数料は3,900円**）。（遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。）
- ・法務局に保管をすると、家庭裁判所での**検認手続が不要**です。
- ・遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、**法務局から通知**をすることができます。



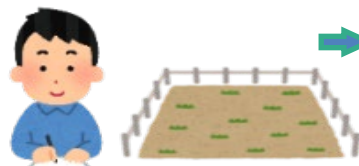
詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました！

相続土地国庫帰属制度

① 承認申請



※ **審査手数料**の納付も必要

② 要件審査・承認



③ 申請者が**10年分**の土地管理費相当額の負担金を納付



④ 国庫帰属



重要！【土地の要件】

- ①建物が建っていない土地、②担保権や使用収益権が設定されていない土地、③他人の利用が予定されていない土地、④土壤汚染のない土地、⑤境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

【問合せ先】 ☎ 058-245-3181 岐阜地方法務局（本局） 詳しくはこちら →



お問合せは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

※ 具体的な手続案内については予約制です。

（制度により、管轄・担当が異なります）

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会
総合相談センター（無料） →

